

D I C株式会社北陸工場（白山市）における PFOS 及び PFOA の指針値超過について

本日、D I C株式会社から、県及び白山市に対し、同社北陸工場（白山市湊町地内）敷地内の地下水を自主調査した結果、国の指針値※を超過したPFOS 及びPFOAが検出された旨、報告がありました。

記

1 事業者による自主測定結果

調査年月	工場内井戸の種類	調査井戸数	超過井戸数	PFOS 及び PFOA 合算値 (ng/L)
令和8年 1月～2月	水質監視井戸 (浅井戸)	2	2	1,670 ～ 99,600 (敷地境界) (取扱い現場)
令和7年 11月～12月	飲用・工業用井戸 (深井戸)	6	0	20未満

※ 国の指針値

- ・PFOS 及び PFOA の合算値 50 ng/L 以下 (ng (ナノグラム)は10億分の1グラムを表す単位)
- ・指針値は、体重50kgの人が水を一生涯にわたって毎日2L飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと推定されるレベル

2 事業者の今後の対応

- (1) 2月18日から近隣地区の住民を対象とした説明会の開催
- (2) 敷地内の状況把握を進め、浸透源における除去対策など地下環境への負荷低減
- (3) 敷地境界における地下水濃度 (PFOS 及び PFOA) 及び地下水流向 (水位) の監視
- (4) 当該工場から排出される排水の測定 (PFOS 及び PFOA) 及び管理

3 県及び白山市の今後の対応

(1) 周辺住民への周知・飲用指導（白山市）

当該工場の超過井戸から概ね 500m の範囲内の住民に対し、井戸水の飲用を控えるよう周知

(2) 周辺井戸の有無や利用実態の調査（白山市）

当該工場の超過井戸から概ね 500m の範囲内における井戸の有無及び利用実態の調査を実施

(3) 周辺井戸の水質調査（県）

PFOS 及び PFOA の広がり状況を確認するため、(2) で調査した井戸の水質調査を実施

問合せ先【県及び白山市 平日 9:00～17:00】

○3(1)～3(3)に係ること及び健康相談以外に関すること

県生活環境部環境政策課 電話 076-225-1491

白山市市民生活部環境課 076-274-9538

○健康相談に関すること

石川中央保健福祉センター健康推進課

076-275-2250

南加賀保健福祉センター健康推進課

0761-22-0796

白山市健康福祉部いきいき健康課

076-274-2155

問合せ先【D I C株式会社】

本社 コーポレートコミュニケーション部

03-6733-3033

(参考)

PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）・PFOA（ペルフルオロオクタン酸）について

- ・有機フッ素化合物の一種であり、PFOSについては、半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などに、PFOAについては、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤などに使われてきました。
- ・現在は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」に基づき製造・輸入等を原則禁止しています（PFOS は 2010 年、PFOA は 2021 年）。
- ・健康への影響について、コレステロール値の上昇、発がん、免疫等との関連が報告されていますが、どの程度の量が身体に入ると影響がでるのかについては十分な知見はありません。国内において、PFOS、PFOA の摂取が主たる要因とされる健康被害が発生したという事例は確認されておりません。
- ・環境省は、令和7年6月に、PFOS 及び PFOA について、内閣府食品安全委員会が行った食品健康影響評価の結果等を踏まえ、最新の科学的知見に基づき、水道における「水質基準」を新たに設定し（令和8年4月1日施行）、水環境中（公共用水域や地下水）の「指針値（暫定）」を「指針値」に見直しました（いずれも PFOS と PFOA の合算値で 50ng/L 以下）。
- ・これにより、水環境中の指針値超過の対応として、地域の実情に応じて、飲用摂取の防止、継続的な監視調査、汚染範囲の把握等の追加調査等を行うことが期待されます。

環境省「PFASハンドブック」（令和7年12月）の記載内容をもとに作成